

暦日休日制をとっている（昭23.4.5 基発第535号）。例えば、午前8時から翌日の午前8時までの労働と、同じく午前8時から翌日の午前8時までの非番とを繰り返す1昼夜交替勤務の場合にも、暦日休日制の原則が適用され、非番の継続24時間は休日と認めず、したがって、図表29のように、さらに非番日の翌日に休日を与えなければ、本条の休日を与えたことにはならない。この場合、第5日目の午前0時から継続した24時間が休日となる（昭23.11.9 基収第2968号）。

ただし、解釈例規（昭63.3.14 基発第150号）は、番方編成による交替制の場合で次のいずれにも該当するときは、休日は継続24時間を与えれば差し支えないとしている。

- ① 番方編成による交替制によることが就業規則等により定められており、制度として運用されていること。
- ② 各番方の交替が規則的に定められているものであって、勤務割表等により、その都度設定されるものではないこと。

また、別表第1第14号の旅館の事業について、旅館業特有の業態から、フロント係、調理係、仲番および客室係に限って、原則として正午から翌日の正午までの24時間を含む継続30時間（当分の間、継続27時間）の休息が確保されている場合について、当面の取り扱いとして、この休日暦日制の原則の例外を認めている（昭57.6.30 基発第446号、昭63.3.14 基発第150号、平11.3.31 基発第168号）。なお、この取り扱いにおいては、上記のように取り扱う事業場に対して、年間の法定休日のうち少なくとも2分の1以上は暦日によって与えること、年間に法定休日数を含めて60日以上の日を確保すること等を指導することとしている。

自動車運転者に関しては、「30時間以上の連続した時間」（タクシーの場合32時

図表29 1昼夜交替勤務の場合の休日の与え方

